○法務省告示第五百五十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国バージニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年十二月七日

法務大臣　平岡　秀夫

氏　　名　ジェイコブ・アンドリュー・ダウティー

生年月日　千九百七十四年四月二十九日

国　　籍　アメリカ合衆国

○農林水産省告示第二千三百二十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年二月十五日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第20360号

2　登録年月日　平成23年２月15日

3　農林水産植物の種類

Scoparia L.

4　登録品種の名称　Suntutubu

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

サントリーフラワーズ株式会社　東京都千代田区平河町２丁目13番12号

○農林水産省告示第二千三百二十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年八月二十九日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第20934号

2　登録年月日　平成23年８月29日

3　農林水産植物の種類

Alstroemeria L.

4　登録品種の名称　ザルサニル

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Van Zanten Plants B.V.　Lavendelweg 15, 1435 EW Rijsenhout, The Netherlands

○農林水産省告示第二千三百二十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年九月二日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第21001号

2　登録年月日　平成23年９月２日

3　農林水産植物の種類

Solenostemon Thonn.

4　登録品種の名称　ハルペイント

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社ハルディン　千葉県印西市竹袋470番地４

○農林水産省告示第二千三百二十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年九月八日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第21008号

2　登録年月日　平成23年９月８日

3　農林水産植物の種類

Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.

4　登録品種の名称　TBR434

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

タキイ種苗株式会社　京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第21027号

2　登録年月日　平成23年９月８日

3　農林水産植物の種類

Phaseolus vulgaris L.

4　登録品種の名称　ALHAMA

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Seminis Vegetable Seeds, Inc.　2700 Camino del Sol, Oxnard, California 93030－7967, U.S.A.

○農林水産省告示第二千三百二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年九月十三日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第21067号

2　登録年月日　平成23年９月13日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　DEKCADENA

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Dekker Breeding B.V. Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

1　登録番号　第21086号

2　登録年月日　平成23年９月13日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　Dektacinda Red

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Dekker Breeding B.V. Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

1　登録番号　第21109号

2　登録年月日　平成23年９月13日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　Dekpemba

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Dekker Breeding B.V. Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

1　登録番号　第21116号

2　登録年月日　平成23年９月13日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　TUVALUSUNNY

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Fides B.V. Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第二千三百三十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十四年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一、〇七〇円　二、〇八〇円　三、〇九〇円　四、一〇〇円　五、一一〇円　六、一二〇円　七、一三〇円　八、一四〇円　九、一五〇円　十、一六〇円（同年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分一類の交付金の交付を受けた者（農業者戸別所得補償法第二条第二項に規定する農業者をいう。）が、当該交付金の交付の申請をした年産（以下同じ。）又は同年産以前の年産において、当該交付金の交付に係る春植えばれいしょを生産した場合であって、当該春植えばれいしょの生産数量が、当該交付金の交付の申請をした年産の農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項の規定により定められた基準収穫量に当該交付金の交付の申請をした年産の農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲に関する法律第三条第一項の規定により定められた基準収穫量を超えるものについては、当該超えた部分の数量に、一、〇七〇円、二、〇八〇円、三、〇九〇円、四、一〇〇円、五、一一〇円、六、一二〇円、七、一三〇円、八、一四〇円、九、一五〇円、十、一六〇円（同年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分一類の交付金の交付を受けた者（農業者戸別所得補償法第二条第二項に規定する農業者をいう。）が、当該交付金の交付の申請をした年産（以下同じ。）又は同年産以前の年産において、当該交付金の交付に係る春植えばれいしょを生産した場合であって、当該春植えばれいしょの生産数量が、当該交付金の交付の申請をした年産の農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項の規定により定められた基準収穫量に当該交付金の交付の申請をした年産の農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲に関する法律第三条第一項の規定により定められた基準収穫量を超えるものについては、当該超えた部分の数量に、一、〇七〇円、二、〇八〇円、三、〇九〇円、四、一〇〇円、五、一一〇円、六、一二〇円、七、一三〇円、八、一四〇円、九、一五〇円、十、一六〇円）